平成２４年（フ）第１７７０号
福岡市中央区伊崎10番32号
債務者　和田　文子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４５号
広島市西区庚午北１丁目４番20―804号
債務者　久富　一美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７２号
広島市中区羽衣町16番41―502号
債務者　難波　公人
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３３号
広島市安佐北区可部東２丁目７番27号
債務者　竹下　哲男
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　靖浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月18日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２５号
福岡県古賀市千鳥６丁目４番１号、前住所福岡市博多区吉塚１丁目18番15―301号
債務者　高橋　　修
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　訓敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４４号
堺市中区**楾**葉41番地４　11号、前住所堺市中区**楾**葉80番地２
債務者　森塚　時安
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２６１号
函館市日吉町４丁目22番43号
債務者　川村　英一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２９４号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目18番38号
債務者　廣部　明博
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３１５号
函館市陣川町86番地107
債務者　星　　章子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３１６号
函館市美原２丁目18番２号
債務者　河村　千佳
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２４０号
奈良県橿原市上飛騨町153番地の６　日高山団地Ｋ―４
債務者　ＶｉＶｉこと　山本　美和
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
奈良県橿原市西池尻町24番地の71
債務者　大隅　啓志
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
奈良県御所市大字元町413番地の41
債務者　竹藏　竜平
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
奈良県宇陀市大字陀岩清水1174番地、前住所奈良県宇陀市大字陀迫間161番地の１
債務者　茶谷　昌則
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
静岡県富士宮市大中里107番地の１、前住所静岡県富士宮市淀川町16番15号　マリッチ淀川203号
債務者　佐野　正樹
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１７１号
群馬県館林市富士見町13番13号　コンフォール富士見Ａ―102
債務者　木村　康仁
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５１９号
埼玉県春日部市備後東２丁目２番16号　大熊アパートＤ―３
債務者　石井　康治
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係